

○草津市議会委員会条例

平成9年12月22日

条例第22号

改正 平成12年3月24日条例第14号

平成14年4月1日条例第28号

平成15年8月22日条例第18号

平成15年12月26日条例第26号

平成17年10月14日条例第19号

平成18年3月31日条例第19号

平成19年3月30日条例第15号

平成20年9月30日条例第14号

平成21年4月1日条例第20号

平成23年4月1日条例第7号

平成24年6月29日条例第11号

平成25年3月1日条例第2号

平成25年6月14日条例第20号

平成26年3月31日条例第14号

平成27年4月1日条例第19号

平成27年6月12日条例第22号

草津市議会委員会条例（昭和31年草津市条例第17号）の全部を改正する。

（常任委員会の設置）

第1条 議会に常任委員会を置く。

（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数およびその所管）

第2条 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。

2 常任委員会の名称、委員の定数および所管は、次のとおりとする。

(1) 総務常任委員会 8人

ア 総合政策部の所管に属する事項

イ 総務部の所管に属する事項

ウ まちづくり協働部の所管に属する事項（次号アに掲げる事項を除く。）

- エ 会計課の所管に属する事項
- オ 議会事務局および監査委員事務局の所管に属する事項
- カ 他の常任委員会の所管に属さない事項

(2) 文教厚生常任委員会 8人

- ア まちづくり協働部市民課および生活安心課の所管に属する事項
- イ 環境経済部の所管に属する事項（次号アに掲げる事項を除く。）
- ウ 健康福祉部の所管に属する事項
- エ 子ども家庭部の所管に属する事項
- オ 教育委員会事務局の所管に属する事項

(3) 産業建設常任委員会 8人

- ア 環境経済部商工観光労政課および農林水産課の所管に属する事項
- イ 都市計画部の所管に属する事項
- ウ 建設部の所管に属する事項
- エ 上下水道部の所管に属する事項
- オ 農業委員会事務局の所管に属する事項

(常任委員の任期)

第3条 常任委員の任期は、1年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議会運営委員会の設置)

第4条 議会に議会運営委員会を置く。

2 議会運営委員会の委員の定数は、8人とする。

3 前項の委員の任期については、前条の規定を準用する。

(常任委員および議会運営委員の任期の起算)

第5条 常任委員および議会運営委員の任期は、選任の日から起算する。

(特別委員会の設置)

第6条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。

2 特別委員の定数は、議会の議決で定める。

3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

(資格審査特別委員会、懲罰特別委員会の設置)

第7条 議員の資格決定の要求または懲罰の動議があったときは、前条第1項の規定にかかわらず資格審査特別委員会または懲罰特別委員会が設置されたものとする。

2 資格審査特別委員および懲罰特別委員の定数は、前条第2項の規定にかかわらず、8人とする。

(委員の選任)

第8条 常任委員、議会運営委員および特別委員（以下「委員」という。）は、議長が会議にはかって指名する。ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。

2 議長は、委員の選任事由が生じたとき、速やかに選任する。

3 議長は、常任委員の申出があるときは、会議にはかって当該委員の委員会の所属を変更することができる。

4 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第3条第2項の規定の例による。

5 常任委員および議会運営委員の任期満了による第1項の指名は、任期満了の日以前に行うことができる。この場合において、前任の委員の任期は、第3条第1項本文の規定にかかわらず、当該指名のあった時までとする。

(委員長および副委員長)

第9条 常任委員会、議会運営委員会および特別委員会（以下「委員会」という。）に委員長および副委員長1人を置く。

2 委員長および副委員長は、委員会において互選する。

3 委員長および副委員長の任期は、委員の任期による。

(委員長および副委員長がともにないときの互選)

第10条 委員長および副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時および場所を定めて、委員長の互選を行わせる。

2 前項の互選の場合には、年長の委員が委員長の職務を行う。

(委員長の議事整理権、秩序保持権)

第11条 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

(委員長の職務代行)

第12条 委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の

職務を行う。

2 委員長および副委員長ともに事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行う。

(委員長、副委員長の辞任)

第13条 委員長および副委員長が辞任しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。

(議会運営委員および特別委員の辞任)

第14条 議会運営委員および特別委員が辞任しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

(招集)

第15条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員の定数の半数以上の者から審査または調査すべき事件を示して招集の請求があったときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。

(定足数)

第16条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第18条の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

(表決)

第17条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わることができない。

(委員長および委員の除斥)

第18条 委員長および委員は、自己もしくは父母、祖父母、配偶者、子、孫もしくは兄弟姉妹の一身上に関する事件または自己もしくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

(委員会の公開等)

第19条 委員会は、これを公開する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

3 前項に定めるもののほか、委員会の傍聴に関しては、草津市議会傍聴規則（平成1

0年議会規則第1号)の例による。

(秘密会)

第20条 前条第1項の規定にかかわらず、委員会は、その議決で秘密会とすることができる。

2 委員会を秘密会とする委員長または委員の発議については、討論を用いないで委員会にはかって決める。

(出席説明の要求)

第21条 委員会は、審査または調査のため、市長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長および監査委員その他法律に基づく委員会の代表者または委員ならびにその委任または囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

(秩序保持に関する措置)

第22条 委員会において地方自治法(昭和22年法律第67号)、会議規則またはこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長はこれを制止し、または発言を取り消させることができる。

2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終わるまで発言を禁止し、または退場させることができる。

3 委員長は、委員会が騒然として整理することが困難であると認めるときは、委員会を閉じ、または中止することができる。

(公聴会開催の手続)

第23条 委員会が、公聴会を開こうとするときは、議長の承認を得なければならない。

2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所および意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第24条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由および案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第25条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者および学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者およびその他の者の中から、

委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

- 2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者および反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第26条 公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

- 2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。
- 3 公述人の発言がその範囲を超え、または公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、または退席させることができる。

(委員と公述人の質疑)

第27条 委員は、公述人に対して質疑をすることができる。

- 2 公述人は、委員に対して質疑をすることができない。

(代理人または文書による意見の陳述)

第28条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、または文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第29条 委員会が参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。

- 2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所および意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。
- 3 参考人については、第26条、第27条および第28条の規定を準用する。

(記録)

第30条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名または押印しなければならない。

- 2 前項の記録は、議長が保管する。

(会議規則への委任)

第31条 この条例に定めるもののほか、委員会に関しては、会議規則の定めるところによる。

付 則

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行後最初に選任される議会運営委員の任期は、改正後の草津市議会委

員会条例第4条第3項において準用する第3条第1項本文の規定にかかわらず、平成10年10月7日までとする。

付 則（平成12年3月24日条例第14号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則（平成14年4月1日条例第28号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

付 則（平成15年8月22日条例第18号）

この条例は、平成15年10月1日から施行する。

付 則（平成15年12月26日条例第26号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

付 則（平成17年10月14日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の草津市議会委員会条例第3条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に選任される常任委員および議会運営委員の任期について適用する。

付 則（平成18年3月31日条例第19号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

付 則（平成19年3月30日条例第15号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成20年9月30日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成21年4月1日条例第20号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

付 則（平成23年4月1日条例第7号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

付 則（平成24年6月29日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成25年3月1日条例第2号）

この条例は、平成25年3月1日から施行する。

付 則（平成25年6月14日条例第20号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の草津市議会委員会条例（以下「改正前の条例」という。）第2条各号に掲げる常任委員会の委員長、副委員長および委員（以下「旧委員長等」という。）である者は、それぞれ、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、この条例による改正後の草津市議会委員会条例（以下「改正後の条例」という。）第2条各号に掲げる常任委員会の委員長、副委員長および委員（以下「新委員長等」という。）に選任されたものとみなす。この場合において、選任されたものとみなされる新委員長等の任期は、改正後の条例第3条および第8条の規定にかかわらず、施行日から施行日の前日における旧委員長等の任期の満了の日までとする。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の条例第2条各号に掲げる常任委員会がその所管する事務について行う調査は、改正後の条例第2条各号に掲げる常任委員会において、当該調査の同一性をもって行うよう決定されたものとみなす。

付 則（平成26年3月31日条例第14号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の草津市議会委員会条例（以下「改正前の条例」という。）第2条第2項各号に掲げる常任委員会の委員長、副委員長および委員（以下「旧委員長等」という。）である者は、それぞれ、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、この条例による改正後の草津市議会委員会条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第2項各号に掲げる常任委員会の委員長、副委員長および委員（以下「新委員長等」という。）に選任されたものとみなす。この場合において、選任されたものとみなされる新委員長等の任期は、改正後の条例第3条および第8条の規定にかかわらず、施行日から施行日の前日における旧委員長等の任期の満了の日までとする。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の条例第2条第2項各号に掲げる常任委員会がそ



の所管する事務について行う調査は、改正後の条例第2条第2項各号に掲げる常任委員会において、当該調査の同一性をもって行うよう決定されたものとみなす。

付 則（平成27年4月1日条例第19号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（平成27年6月12日条例第22号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の草津市議会委員会条例（以下「改正前の条例」という。）第2条第2項各号に掲げる常任委員会の委員長、副委員長および委員（以下「旧委員長等」という。）である者は、それぞれ、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、この条例による改正後の草津市議会委員会条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第2項各号に掲げる常任委員会の委員長、副委員長および委員（以下「新委員長等」という。）に選任されたものとみなす。この場合において、選任されたものとみなされる新委員長等の任期は、改正後の条例第3条および第8条の規定にかかわらず、施行日から施行日の前日における旧委員長等の任期の満了の日までとする。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の条例第2条第2項各号に掲げる常任委員会がその所管する事務について行う調査は、改正後の条例第2条第2項各号に掲げる常任委員会において、当該調査の同一性をもって行うよう決定されたものとみなす。